

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による  
国民健康保険料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市国民健康保険条例(昭和38年条例第42号。以下「条例」という。)第24条第1項第4号に規定する保険料の減免取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象世帯及び減免額)

第2条 保険料の減免の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った世帯とし、その減免額は、それぞれ当該各号に定める基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、第1号の規定を適用する。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全額

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯 次項に定める計算式による額

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の該当事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計金額(以下「合計所得金額」という。)が1000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項2号に規定する世帯に対する保険料の減免額は、表1に定める計算式で算出した対象保険料額(A×B/C)に、表2の左欄に定める前年の合計所得金額の区分に応じて右欄で定める減免割合(d)を乗じて得た額((A×B/C)×(d))とする。

【表1】

対象保険料額	=	(A×B/C)
A	:	当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B	:	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C	:	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 ( d )
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

- 3 前項の規定にかかわらず、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となるものについては、前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、第2項の規定による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれ、第2項の保険料の減免を行う必要があると認められる場合には、次の各号に定める事項を適用したうえで、第2項の規定による保険料の減免を行う。

表1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。

表2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。

（減免の対象となる保険料）

第3条 減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。ただし、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。

（減免の取消し）

第4条 市長は、保険料の減免措置を受けた者が、偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたと認められるときはその措置を取消し、その旨を当該納付義務者に通知するとともに、減免により免れた当該保険料は納付義務者より徴収するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。